

松山市新型コロナウイルス 感染症対策雇用維持助成金 について

松山市産業経済部地域経済課（市役所本館8階）労政雇用担当

〒790-8571

松山市二番町4丁目7-2

TEL（089）948-6550・FAX（089）934-1844

◇松山市新型コロナウイルス感染症対策雇用維持助成金の概要

新型コロナウイルス感染症の影響により、一時的な休業を余儀なくされながらも従業員の雇用維持に努める市内中小企業者を支援するため、国から企業へ支給される雇用調整助成金に松山市独自で上乗せして助成します。

◇助成対象者

■以下の条件を全て満たすこと

1. 中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項各号に規定する中小企業者であって、市内に事業所を有していること
2. 国の雇用調整助成金について、愛媛労働局長の支給決定を受けていること
3. 松山市税の滞納がないこと

◇助成金額

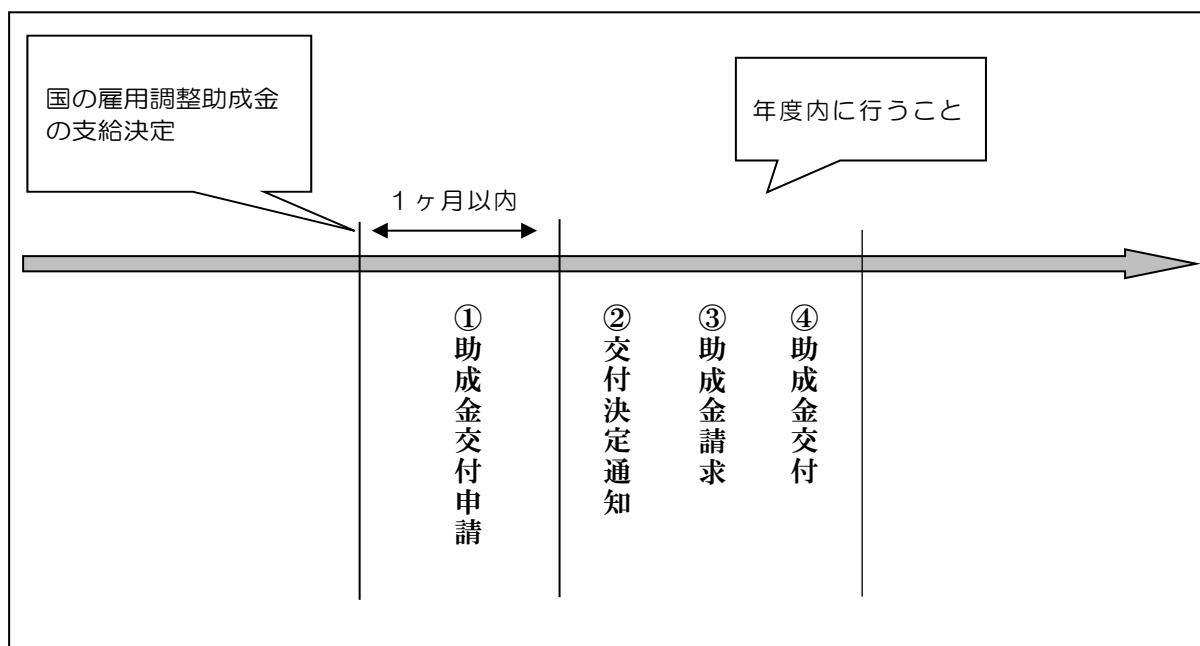
■助成金額算定表

国の助成率区分	市助成金の額	備 考
2/3 の場合	国支給決定金額×3/20 以内の額	休業手当額の 1/10 に相当
4/5 の場合	国支給決定金額×1/8 以内の額	休業手当額の 1/10 に相当
9/10 の場合	国支給決定金額×1/18 以内の額	休業手当額の 1/20 に相当

※1 円未満は切捨て

※1 事業者あたり年 100 万円を限度

◇申請の流れ



①交付申請（国の支給決定があった日から1ヶ月以内に必要書類を提出してください）

【交付申請に必要な書類】

助成金交付申請書類

- ① 松山市新型コロナウイルス感染症対策雇用維持助成金交付申請書（様式第1号）
- ② 雇用調整助成金の支給決定通知書の写し
- ③ 雇用調整助成金に係る国への提出書類の写し
- ⑥ 市税の完納証明書（申請が複数回あるときは、初回の申請時のみの提出）
- ⑦ 口座登録票（振込のため、口座登録を行います）

②交付決定通知（市から通知します）

③助成金の請求（交付決定があった日から1ヶ月以内に請求書を提出してください）

④助成金の交付（市から指定口座に入金します）

《留意事項》

- ・ 予算がなくなり次第締め切る場合があります。